（改正後全文）

雇児発 0331 第 10 号
平成 29 年３月 31 日
【一部改正】平成31年４月17日子発0417第2号
【一部改正】令和３年６月７日子発 0607 第１号

各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会的養護自立支援事業等の実施について

児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則 22 歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができるよう別紙１のとおり「社会的養護自立支援事業実施要綱」を定め、平成 29 年４月１日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に支障が生じることのないよう、別紙２のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成 29 年４月１日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

ついては、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

おって平成 19 年４月 23 日付雇児発第 0423005 号「身元保証人確保対策事業の実施について」は、平成 29 年３月 31 日限りで廃止する。

（別紙１）

社会的養護自立支援事業実施要綱

１　目的

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

２　実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。

ただし、対象となる者が母子生活支援施設を退所した者である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」）とする。

なお、都道府県等は、４の（１）から（８）までに掲げる事業内容を適切に実施することができると認めた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、４の（１）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。４の（１）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。

また、４の（９）に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができると認めた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。

３　対象となる者

（１）４の（１）から（５）までの事業

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。

ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

なお、４の（１）の事業による計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。

①　児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設（以下「施設等」という。）を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者（母子

生活支援施設にあっては保護者を含む。）

② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（４の（１）から（４）までの事業については、同項第２号に規定する満 20 歳以上義務教育終了児童等を除く。）

（２）４の（６）から（９）までの事業

本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）

② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者

③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者

４ 事業内容

必須事業として、次の（１）及び（６）を行うこととし、（２）から（５）まで及び（７）から（９）までの事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、（１）及び（６）の事業を実施していない場合でも、（２）から（５）まで、（７）及び（８）による支援を行うことができることとする。

（１）支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 法第 23 条第１項の規定に基づく母子保護の実施、法第 27 条第１項第３号の規定に基づく措置又は法第 33 条の６第１項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除（以下「措置解除」という。）後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

（ア）社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

（イ）児童福祉事業、社会福祉事業に５年以上従事した者

（ウ）被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法（居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等）などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

オ　支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ　児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

（２）居住に関する支援

ア　措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。

（ア）３に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等において居住の場を提供し、居住に要する費用を支給することとする。ただし、自立援助ホームや施設等において実施する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費（定員に応じた事務費の保護単価）が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

（イ）３に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。

イ　アの（ア）の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。

また、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等で実施する場合は、定期的に支援員、里親、ファミリーホームの養育者が様子を見に行くこと等により、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制に十分配慮すること。

ウ　イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

（ア）児童指導員である者

（イ）児童福祉施設に勤務していた経験のある者

（ウ）被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

エ　アの（ア）の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等

の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体（又は経営主体）の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。

オ　３に定める対象者のうち平成 28 年３月７日付厚生労働省発雇児 0307 第３号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」による事業（以下「貸付事業」という。）を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、６か月を限度に居住費を支給できることとする。

（３）生活費の支給

ア　３に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホーム、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等に居住する場合に生活費を支給することとする。

　なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。

イ　アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。

ウ　対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

エ　３に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、６か月を限度に生活費を支給することができる。

（４）学習費等の支給

ア　（２）又は（３）による支援を受けている者に対して、次の（ア）から（ク）に定める費用を支給することとする。

（ア）特別育成費（基本分）

　高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。

（イ）特別育成費（資格取得等特別加算）

高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。

なお、支給に当たっては、高等学校在学中に１回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。

（ウ）特別育成費（補習費）

高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。

（エ）特別育成費（補習費特別分）

（ウ）の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。

（オ）就職支度費（一般分）

就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要となる経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。

就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。

なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。

また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。

（カ）就職支度費（特別基準分）

（オ）の支給対象者のうち、次のⅰ又はⅱのいずれかに該当する者については、（オ）に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第３条第２項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。

ⅰ　保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者

ⅱ　保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者

（キ）大学進学等自立生活支度費（一般分）

大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要となる経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。

また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。

（ク）大学進学等自立生活支度費（特別基準分）

（キ）の支給対象者のうち、次のⅰ又はⅱのいずれかに該当する者については、（キ）に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第３条第２項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。

ⅰ　保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者

ⅱ　保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者

イ　日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

（５）自立後生活体験支援

ア　４（２）（ア）により、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住している者について、当該居住する場から自立する前に、一定期間一人暮らしを体験できるよう支援すること。

イ　居住する場の敷地外のアパート等を体験の場とし、通常の生活に必要な設備を有すること。

ウ　体験期間は、最長で１年間とすること。

エ　自立後生活体験支援の全般についての実務上の責任者（担当責任者）を配置し、次の指導項目について必要に応じて対象者の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。

（ア）自活のための生活指導

（イ）職業適性を高める指導

（ウ）社会参加のための準備指導

（エ）学習指導

（オ）余暇の活用指導

（６）生活相談の実施

ア　生活相談支援担当職員を配置すること。

イ　生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

（ア）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条に定める児童指導員の資格を有する者

（イ）自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

ウ　退所を控えた者に対する支援

（ア）地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

（イ）退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

（ウ）大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行

う等の支援を行うこと。

（エ）入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

（オ）入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた相談支援を行うこと。

（カ）その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

エ　退所後の支援

（ア）居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

（イ）進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「４（９）就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

（ウ）対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

（エ）その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

オ　留意事項

生活相談の実施にあたっては、社会的養護の当事者や当事者団体を活用することも考えられる。

（７）医療連携支援

ア　精神科医や公認心理師等との嘱託契約等により、医療機関等との連絡調整や同行支援の実施など、メンタルケアをはじめとした医療的な支援が必要な対象者が適切に医療を受けられる支援体制を整備すること。

イ　その他、対象者への医療的なケアに必要な事業を行うこと。

（８）法律相談支援

ア　対象者が金銭トラブル、契約トラブル等に遭った場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

イ　その他、対象者が法律相談を必要とする状況になった場合に適切に対応するために必要な事業を行うこと。

（９）就労相談の実施

ア　就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。

イ　社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。

ウ　雇用先となる職場の開拓を行うこと。

エ　就職面接等のアドバイスを行うこと。

オ　事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

カ　その他就労支援に必要な事業を行うこと。

5　設備

４（６）及び４（９）に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

（１）相談室

（２）対象者が集まることができる設備

（３）その他事業を実施するために必要な設備

6　事業の実施にあたっての留意事項

（１）本事業を実施するにあたっては、４（１）の支援コーディネーター、４（６）の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。ただし、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。

なお、４（２）から（５）までによる支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、４（１）及び（６）の実施に先行して４（２）から（５）まで、（７）及び（８）による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。

（２）対象者との信頼関係の構築に努めること。

（３）対象者及び保護者の意向に配慮すること。

（４）４（６）に掲げる事業及び４（９）に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。

（５）対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

（６）４（６）に掲げる事業及び４（９）に掲げる事業を委託して実施する場合については、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。

（７）対象者が都道府県等の管外に転居する場合も、居住に関する支援、生活相談等の必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。

なお、対象者が都道府県等の管外に転居し里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合の居住に関する支援や生活費の支給等必要な支援を行う場合の費用負担については、転居前の都道府県等が行うこと。

（８）貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。

（９）平成 28 年度において、平成 29 年３月 31 日雇児発 0331 第 53 号『「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について』による改正前の「児童家庭支援センターの設置運営等について」の別紙２「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」に基づく退所児童等アフターケア事業を実施していた都道府県等については、当分の間、４の（１）及び（６）の事業を必須事業としないことが出来る。

７　経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

（別紙２）

身元保証人確保対策事業実施要綱

１　目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

２　実施主体等

（１）本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

（２）本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

３　対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

①　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 27 条第１項第３号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで２年以内の者

②　別紙１「社会的養護自立支援事業実施要綱」（以下「社会的養護自立支援事業」という。）において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで２年以内の者

③　法第 33 条の６第１項及び第６項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで２年以内の者

④　法第 33 条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで２年以内の者

⑤　法第 23 条第１項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで２年以内の者

⑥　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。）第５条の規定により売春防止法（昭和 31 年法律第１18 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで２年以内の者

⑦　ＤＶ防止法第３条第３項第３号又は売春防止法第 34 条第２項第３号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで２年以内の者

4　対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、３に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

①　父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。

②　父母等に心身の障害がある。

③　父母等が経済的に困窮している。

④　虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

5　対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

①　児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設

ア　施設長

イ　施設の設置（又は経営）主体の代表者

ウ　措置（又は保護）をした児童相談所、婦人相談所の所長

エ　社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者

②　里親

ア　里親

イ　委託をした児童相談所長

ウ　社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者

③　小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者

ア　養育者

イ　設置（又は経営）主体の代表者

ウ　委託をした児童相談所長

エ　社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者

④　児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者

ア　設置（又は経営）主体の代表者
イ　援助の実施をした児童相談所長
ウ　社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者

⑤　平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 56 号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者
ア　設置（又は経営）主体の代表者
イ　社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者

⑥　児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも一時保護委託を含む。）
ア　児童相談所、婦人相談所の所長
イ　その他都道府県等が適当と認めた者

⑦　社会的養護自立支援事業
ア　施設長
イ　里親
ウ　養育者
エ　設置（又は経営）主体の代表者
オ　社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者及びその他都道府県等が適当と認めた者

6　保証範囲

①　就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

②　アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

ア　家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い
イ　賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い
ウ　賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い
エ　前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

③　大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等によ

り、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

7　保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

①　就職時の身元保証の期間は、１年ごとの更新とし、原則として３年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに２年間延長し、最長５年間とすることができる。

②　賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、１年ごとの更新とし、原則として３年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに１年間延長し、最長４年間とすることができる。

③　大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、１年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに１年間延長し、原則として最長５年間とすることができる。

8　保証限度額

この事業における１件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

①　就職時・入院時の身元保証	200 万円
②　賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	120 万円
③　大学、高等学校など教育機関入学時・入院時の身元保証	200 万円

9　保証料

①　就職時の身元保証

年間保証料　12,960 円（月額　1,080 円）

うち基本保証分　　年間保証料 10,560 円（月額　880 円）

うち入院時保証分　年間保証料 2,400 円（月額　200 円）

②　賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

年間保証料　19,152 円（月額 1,596 円）

③　大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証

年間保証料　12,960 円（月額　1,080 円）

うち基本保証分　　年間保証料 10,560 円（月額　880 円）

うち入院時保証分　年間保証料 2,400 円（月額　200 円）

10　求償権

全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

① 被保証人が死亡したとき。
② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
④ 前３号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。

12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。

なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。